

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第9編 NSRRの管理

令和5年12月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																					
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 <li style="background-color: yellow;">核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	<p>【原科研使用施設等保安規定第9編（NSRRの管理）】 （負圧の維持）</p> <p>第10条 工務第1課長は、使用施設の使用時、別表第6に掲げるところにより、負圧を維持しなければならない。</p> <p>別表第6 負圧の維持管理</p> <table border="1" data-bbox="1442 611 2531 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定施設</td> <td>炉室内の圧力</td> <td>-20 ～ -440Pa</td> </tr> <tr> <td>セミホットケーブル及び セミホットセル内圧力</td> <td>炉室内の圧力よりも -49 ～ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)</td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（使用・運転開始前点検）</p> <p>第12条 NSRR管理課長は、本体施設を使用するときは、別表第8に掲げるところにより点検しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工務第1課長は、特定施設を運転するときは、別表第8に掲げるところにより点検し、その結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。 NSRR管理課長は、前項の定めにより特定施設に異常がない旨の通報を受け、第1項の点検により異常がないことを確認した後でなければ、使用施設の使用を開始してはならない。 <p>別表第8 使用・運転開始前の本体施設及び特定施設の点検</p> <table border="1" data-bbox="1442 1545 2531 1902"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備等</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本体</td> <td>カプセル装荷装置（A型）</td> <td>(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認</td> </tr> <tr> <td>カプセル装荷装置（B型）</td> <td>(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認</td> </tr> <tr> <td>セミホットケーブル上部台座</td> <td>(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	維持基準	特定施設	炉室内の圧力	-20 ～ -440Pa	セミホットケーブル及び セミホットセル内圧力	炉室内の圧力よりも -49 ～ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	区分	設備等	点検項目	本体	カプセル装荷装置（A型）	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認	カプセル装荷装置（B型）	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認	セミホットケーブル上部台座	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり、使用施設の使用にあたって必要な事項について定められている。</p> <p>左記のとおり、使用施設の使用にあたって必要な事項について定められている。</p>
区分	項目	維持基準																					
特定施設	炉室内の圧力	-20 ～ -440Pa																					
	セミホットケーブル及び セミホットセル内圧力	炉室内の圧力よりも -49 ～ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)																					
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																					
区分	設備等	点検項目																					
本体	カプセル装荷装置（A型）	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認																					
	カプセル装荷装置（B型）	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認																					
	セミホットケーブル上部台座	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認																					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考		
	施設	セミホットケーブル	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 負圧の確認 (4) インセルモニタの指示値の確認		
		セミホットセル	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 負圧の確認 (4) インセルモニタの指示値の確認		
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		
		貯留タンク設備	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 警報設定の確認		
	特定	受変電設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認		
		非常用電源設備	(1) 潤滑油量等の確認 (2) 操作機器等の確認		
		気体廃棄設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認		
	施設	液体廃棄設備	(1) 電源の確認 (2) 廃液タンクの水位の確認 (3) 操作機器等の確認		
		空気圧縮設備	(1) 電源の確認 (2) 潤滑油量の確認 (3) 冷却水の確認 (4) 操作機器等の確認		
	<p>(使用・運転停止後点検)</p> <p>第14条 NSRR管理課長は、本体施設の使用を停止したときは、別表第10に掲げるところにより点検しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設の運転を停止したときは、別表第10に掲げるところにより点検しなければならない。</p>				左記のとおり、使用施設の使用にあたって必要な事項について定められている。
	別表第10 使用・運転停止後の本体施設及び特定施設の点検				
	区分	設備等	点検項目		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考	
	本 体 施 設	カプセル装荷装置（A型）	(1) 電源断の確認	
		カプセル装荷装置（B型）	(1) 電源断の確認	
		セミホットケーブル上部台座	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認	
		セミホットケーブル	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認	
		<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	
		セミホットセル	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認	
		貯留タンク設備	(1) 貯留タンクの水位	
	特 定 施 設	受変電設備	(1) 商用電源の電圧	
		気体廃棄設備	(1) 排風機停止の確認 (2) 操作機器等の確認	
		液体廃棄設備	(1) 廃液タンクの水位の確認	
		空気圧縮設備	(1) 操作機器等の確認	
<p>使用規則第2条の12第1項第6号～14号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号ー7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>		<p><u>（解体・撤去を行う設備）</u></p> <p>第11条の2 NSRR管理課長は、核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、解体・撤去が終了するまでの期間、第3条によって定める手引により、管理しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の設備について、解体・撤去に着手するまでの期間、第14条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第2項に定める特別な施設管理実施計画に基づき点検しなければならない。</p> <p><u>（施設管理実施計画の策定）</u></p> <p>第14条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり、“解体撤去が終了するまでの管理”及び“解体・撤去に着手するまでの点検”について、第14条の4第1項に基づき定める施設管理実施計画等に基づき実施する。</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p>を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事 こと。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関する事 こと。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する こと。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及 び操作停止中の区別を含む。）に関する事 こと。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置 に関する事 こと。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に に関する事 こと。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に に関する事 こと。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関する事 こと。</p>	<p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第 10 編 バックエンド研究施設の管理

令和 5 年 1 2 月

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																																																															
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。</p> <p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第10編（バックエンド研究施設の管理）】</p> <p>別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス（2/6）</p> <table border="1" data-bbox="1353 485 2525 1738"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>Pu (g)</th> <th>U (g)</th> <th>²³³U (g)</th> <th>Th (g)</th> <th>使用済燃料 (Bq)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-3 及び B-4 *1</td> <td>10</td> <td>100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>3.7 × 10⁸ *3</td> <td>実験室(III)</td> </tr> <tr> <td>B-5</td> <td>0.002</td> <td>0.1 (天然) 0.1 (5%未満)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7.4 × 10⁷</td> <td>アイソレーションルーム(II)上部</td> </tr> <tr> <td>B-6</td> <td>0.01</td> <td>1 (天然) 1 (5%未満)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.7 × 10⁷</td> <td>フロッグマン準備室上部</td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>40</td> <td>500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>1.85 × 10⁸ *3</td> <td>実験室(IV)</td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>200</td> <td>1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.85 × 10⁸ *3</td> <td>実験室(IV)</td> </tr> <tr> <td>C-4</td> <td>1</td> <td>200 (天然) 20 (5%未満)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.85 × 10⁸</td> <td>実験室(IV)</td> </tr> <tr> <td>C-7</td> <td>5</td> <td>1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.11 × 10⁷ *3</td> <td>実験室(IV)</td> </tr> <tr> <td>C-8</td> <td>0.0016</td> <td>10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.7 × 10⁶ *3</td> <td>廃液処理室(VI)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 *2 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。 *3 1F燃料デブリを含む。</p>	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)	B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーションルーム(II)上部	B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン準備室上部	C-1	40	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	C-2	200	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)	C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められている (以下変更箇所の理由を記載)</p> <p>グローブボックスB-7の削除</p>
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考																																																											
B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)																																																											
B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーションルーム(II)上部																																																											
B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン準備室上部																																																											
C-1	40	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)																																																											
C-2	200	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)																																																											
C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)																																																											
C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)																																																											
C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)																																																											

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）						備考	
	別表第1-10 最大取扱量 フード（3/3）						グローブボックスB-7の削除に伴う最大取扱量の変更	
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	H-19	—	<u>5</u> (天然) <u>5</u> (劣化) <u>5</u> (5%未満) <u>8</u> (5%以上 20%未満) <u>1</u> (20%以上 46%未満) <u>1</u> (46%以上 93.3%未満) <u>0.1</u> (93.3%以上 98%以下)	—	<u>1</u>	3.7 × 10 ⁴		実験室(V)
	H-20	—	<u>5</u> (天然) <u>5</u> (劣化) <u>5</u> (5%未満) <u>8</u> (5%以上 20%未満) <u>1</u> (20%以上 46%未満) <u>1</u> (46%以上 93.3%未満) <u>0.1</u> (93.3%以上 98%以下)	—	<u>1</u>	3.7 × 10 ⁴		実験室(V)
	H-22	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1		分析室(I)
	H-23	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1		分析室(I)
	H-24	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1		分析室(I)
	H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *1		廃液処理室(VI)
*1 1 F 燃料デブリを含む。								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第6～14号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号</p> <p>使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>（定期事業者検査）</p> <p>第12条 原子力施設検査室長は、バックエンド研究施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 B E C K Y技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、<u>B E C K Y技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 B E C K Y技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告するとともに、<u>B E C K Y技術課長は分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>第13条</p> <p>（変更なし）</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第13条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり使用前事業者検査及び定期事業者検査について定められている。</p> <p>分任施設管理者への通知プロセスの変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に報告するとともに、<u>BECKY技術課長は当該使用前事業者検査に関係ある分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p>	<p>分任施設管理者への通知プロセスの変更</p> <p>本申請の範囲外</p>